

令和 2 年度事業報告書

令和 3 年 6 月

独立行政法人日本学術振興会

目 次

特集 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえた対応について	1
1. 法人の長によるメッセージ	7
2. 法人の目的・業務内容	8
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における位置付け及び役割（ミッション）	8
4. 中期目標	9
(1) 概要	
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	10
6. 中期計画及び年度計画	12
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	14
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況配慮の方針	
(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応	19
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業務の適正な評価の前提情報	20
10. 業務の成果と使用した資源との対比	26
(1) 自己評価	
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11. 予算と決算の対比	27
12. 財務諸表	28
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	31
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
14. 内部統制の運用に関する情報	32
15. 法人の基本情報	33
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	
(3) 主務大臣（主務省所管課）	
(4) 組織図	
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況法人の名称、その業務と当該独立行政法人等の業務の関係等	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	

16. 参考情報	37
（1）要約した財務諸表の科目の説明	
（2）その他公表資料等との関係の説明	

令和2年度事業報告書

特集 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえた対応について

令和元年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、国際的に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、未だ世界はパンデミックの真っ只中にあり、我が国においてもその全国的かつ急速なまん延により、社会的、経済的に大きな影響を受けているところです。

特に、令和2年4月、我が国において緊急事態宣言が出されて以降、学術研究の現場においても様々な対応が求められるなかで、研究体制の縮小、知見交換の停滞といった様々な影響が出ているとの声が聞かれました。政府として様々な対策措置が講じられ、独立行政法人日本学術振興会としても新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により影響を受けている各種事業について、可能な限り研究活動への影響や事務負担の増大が生じないよう、状況に応じた柔軟な対応を実施してきたところです。

本項では、令和2年度に本会の各事業で実施した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえた対応についてまとめています。今後も研究活動が円滑に進められるよう、各事業において研究者に寄り添った対応措置を講じて参ります。

記

1. 科学研究費助成事業（科研費）	2
2. 二国間交流事業（共同研究・セミナー）	3
3. 日独共同大学院プログラム	3
4. 国際共同研究事業	3
5. 研究拠点形成事業	3
6. 特別研究員事業	3
7. 海外特別研究員事業	5
8. 若手研究者海外挑戦プログラム	5
9. 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者）	5
10. 日本学術振興会賞	6
11. 日本学術振興会育志賞	6
12. 日中韓フォーサイト事業	6
13. 研究者ネットワークの強化	6
14. 広報	6

1. 科学研究費助成事業（科研費）

- ・緊急事態宣言発出中にホームページ上で臨時の問い合わせフォームを開設し、研究者及び研究機関担当者が電話を使わなくても容易に問い合わせができるようにした。
- ・令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って寄せられた問い合わせへの回答を掲載し、随時更新を行った。
- ・施設に立ち入れないなど事業継続に困難をきたす研究機関や研究者の実態を勘案し、各種提出書類について、締切の延長や、申請手続きの簡素化など以下のような特例的な対応を行った。

（1）応募書類の提出期限の延長

研究活動スタート支援：5月11日→5月29日

3,812件中3,744件（98.2%）が延長期間に提出

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））：5月29日→6月15日

1,232件中1,187件（96.3%）が延長期間に提出

（2）交付内定後の手続きにかかる提出期限の延長

交付申請書および交付（支払）請求書：4月22日→5月22日

※延長後の期限までに提出することが困難な場合も、柔軟に対応

37,572件中32,556件（86.6%）が延長期間に提出

研究成果公開促進費（ひらめき☆ときめきサイエンスを除く）：4月24日→5月22日

384件中304件（79.2%）が延長期間に提出

「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））」（令和元年度に採択された研究課題）交付申請書の提出期限の延長：令和3年3月31日→令和4年3月31日

（3）令和2年度への繰越及び補助事業期間延長承認申請の延長

研究課題の繰越申請：3月1日→3月6日

※3月7日以降も柔軟に対応（手続書類の当初送信期限は2月14日）

3,754件中1,054件（28.1%）が延長期間に提出

補助事業期間延長承認申請書：3月1日→3月13日

6,361件中1,145件（18.0%）が延長期間に提出

繰越承認申請に伴う経費の返納期限の延長：4月19日→5月19日

実績報告書及び実施状況報告書 5月31日→6月30日

（4）実績報告書等の提出期限の延期

85,663件中82,245件（96.0%）が延長期間に提出

研究成果報告書：6月30日→7月15日

21,173件中18,954件（89.5%）が延長期間に提出

研究成果公开发表：令和元（2019）年度補助事業の完了後61日以内→令和元（2019）年度補助事業の完了後91日以内 ※延長後の期限以降も柔軟に対応

6件中2件（33.3%）が延長期間に提出

（5）交付申請の留保

研究成果公開促進費（研究成果公开发表）について、シンポジウム等の準備や開催日の検討が困難な場合には、交付申請を留保できることとし、その場合の交付申請を9月11日まで延長可能とした。

（6）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を事由とする研究課題の令和3年度への繰越申請書の様式を簡略化、補助事業期間の再延長を認めた。

繰越申請：7,450件 前年度（3,754件）と比較して98.5%増

補助事業期間延長承認申請：約9,900件 前年度比約1.6倍

うち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を事由とする申請数

繰越申請：約6,800件

補助事業期間の再延長申請：約3,400件

前年度延長した課題の約 5 割

(7) その他

研究活動スタート支援及び国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））にかかる審査委員の委嘱依頼の回答期限を延長（4月24日→5月15日）

- ・「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」について、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に鑑み、プログラムの準備や開催日の検討が困難となった場合には、交付申請を留保できることとした。令和2年度は全国各地の94機関における160プログラムの実施を支援した。新型コロナウイルス感染症の影響により応募件数は昨年度から減少し294件となった。（令和2年度：415件（186機関））

2. 二国間交流事業（共同研究・セミナー）

- ・令和元年度に実施予定であったセミナー4件について、委託期間を延長して令和2年度も支援した。
- ・オンライン等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出可能とするとともに、委託費の50%以上を旅費に使用するという条件を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。（延長申請件数：共同研究331件 セミナー42件 計373件）
- ・事業終了後の報告書類の提出期限を、4月末日から5月29日に延長するとともに、押印が必要な書類については6月末日まで更に延長した。

3. 日独共同大学院プログラム

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。（申請件数：2件）

4. 国際共同研究事業

- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。（延長申請件数：22件）
- ・事業終了後の報告書類の提出期限について、4月末日であったところ、受託機関からの申し出により、1ヶ月程度延長した。

5. 研究拠点形成事業

- ・令和元年度に実施していた課題の内、事前の申請により28件について、委託期間を延長して令和2年度も支援した。
- ・研究交流経費総額の50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。（申請件数：A型30件、B型25件）

6. 特別研究員事業

- ・特別研究員事業の制度の基本設計等を踏まえた上で、コロナ禍における特別研究員採用者や申請希望者等の様々な状況に可能な限り対応できるよう、以下の特例措置を講じた。

(1) 書類の提出期限の延長等

- ①在学証明書や学位取得証明書等の「採用手続書類」を、提出期限後も随時受け付けることとする特例措置を講じた。
- ② 申請予定者等からの相談、要望を踏まえ、審査スケジュールや審査結果開示時期への影響も考慮するとともに、一部の審査委員には委嘱期間の延長を依頼するなどの調整も行い、申請書の提出期限を可能な限り延期（PD・DC：6月3日→6月15日、RPD：5月7日→6月4日）した。

(2) 制度運用に係る特例取扱いの設定

採用中の特別研究員等からの相談、要望を踏まえ、以下のとおり、制度運用に係る特例措置を講じた。

- ① DC・PD・SPD・RPD を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和2年4月～令和3年3月）を設けた。【令和2年7月28日付け通知】

なお、令和2年度末までに、本特例措置の申請者は148人となっている。

- ② 令和2年度に採用期間が終了するDCを対象として、大学が延長を認める在学期間（原則最大6ヶ月）について、採用期間の延長を認める特例措置を設けた。【令和2年7月28日付け通知】

また、当該採用延長期間中の研究奨励金については、該当となるDC等に対して調査を実施するとともに令和3年度予算において別途必要予算を確保し、該当者の研究継続への柔軟な対応を可能とした。【令和2年12月22日付け通知】

なお、令和2年度末で、本特例措置の申請者は224人となっている。

- ③ 海外渡航の延期を余儀なくされた令和元年度採用のCPDを対象に、「義務とする海外渡航期間（主要渡航期間）」を3年→2年6ヶ月に緩和する特例措置を設けた。【令和2年9月28日付け通知】

これにより、3名のCPDが本特例措置を申請し、その後に海外受入研究機関において研究を遂行している。

- ④ 令和3年度採用分PD・RPD・DCの採用内定者を対象として、令和3年4月1日において申請資格を満たさない場合は、令和3年4月1日以降も引き続き採用内定者として取り扱う特例措置を設けた。【PD・RPD：令和3年1月7日付け通知】【DC：令和3年2月19日付け通知】

なお、本特例措置については、19名の採用内定者（PD：15名、RPD：3名、DC1：1名）から申請がなされ、新型コロナウイルスに起因して生じた採用内定者への影響に柔軟に対応した。

- ⑤ CPDを対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が生じたことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和3年2月～令和4年3月）を設けた。【令和3年1月13日付け通知】

- ⑥ 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による採用中断の実績、及び2度目の「緊急事態宣言」が発出されるなど先行き不透明な状況を踏まえ、引き続き特別研究員の研究活動への様々な支障が生じている状況を考慮し、令和3年度においても、DC・PD・SPD・RPDを対象として、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たことを事由とする採用期間の中断を可能とする特例措置（中断開始時期：令和3年4月～令和4年3月まで）を設けた。【令和3年2月24日付け通知】

なお、上記①～⑥の特例措置については、本会ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響の事象（ケース）毎に分類して、「特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～」として纏めて掲載し、令和2年度に設けた多数の特例措置を可能な限り分かりやすく発信することに努めている。

(参考) [特別研究員（採用内定者含む）の皆様へ（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種特例措置について）](https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_oshirase_2020.html) (https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_oshirase_2020.html)
[特別研究員事業における特例措置の活用事例～新型コロナウイルス感染症の影響で研究遂行などに困ったら～](https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_tokurei_2020.html) (https://www.jsps.go.jp/j-pd/tokken_tokurei_2020.html)

7. 海外特別研究員事業

- ・令和元年度末頃から寄せられた、他の収入源がなく渡航延期をせざるを得ない複数の採用者からの救済支援を求める要請を踏まえ、急遽日本国内で採用を開始する特例措置を実施し、令和3年3月末時点で33名の採用者に適用した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により研究の遂行に支障が生じた海外特別研究員を対象として、採用期間を延長し、滞在費・研究活動費を追加支援する特例措置を実施し、令和3年3月末時点で85名（平成30年度以前の採用者26名、令和元年度採用者59名）の採用者に適用した。
- ・通常時は出産・育児・傷病に限定されている採用の中断及び延長の取り扱いについて、採用者の状況を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした申請も特例的に認める措置を実施し、6名の採用者に適用した。
- ・海外特別研究員の日本への一時帰国について、通常時は採用期間中において通算40日間という上限を設けているが、新型コロナウイルス感染症の影響及び海外特別研究員個々人の事情を考慮し、上限を超える一時帰国も柔軟に認めることとした。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない令和2年度採用者に対し、令和3年度に採用を開始することを認める特例措置を実施し、19名の採用者に適用した。
- ・令和3年度採用者を対象として、令和3年4月1日に申請資格を満たさない場合について、最長令和4年1月1日まで採用開始を延期可能とする措置を実施し、2名の採用者に適用した。

（参考）[海外特別研究員（採用内定者含む）の皆様へ（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種特例措置について）](https://www.jsps.go.jp/j-ab/kaitoku_oshirase_2020.html) (https://www.jsps.go.jp/j-ab/kaitoku_oshirase_2020.html)

8. 若手研究者海外挑戦プログラム

- ・令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国が入国制限を強化し、各機関が研究環境の封鎖などを実施したことにより、渡航や現地での研究の実施が困難となった採用者に対し、個々の状況を踏まえ、渡航延期や一時帰国などの取扱について柔軟な対応を実施するとともに、以下の特例措置を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航を延期せざるを得ない令和2年度採用者に対し、令和3年度に採用を開始することを認める特例措置を実施し、83名の採用者に適用した。

9. 外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員、外国人招へい研究者）

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、令和2（2020）年度外国人研究者（一般）及び外国人招へい研究者（短期）第2回募集回の申請受付期限を、令和2（2020）年5月8日から6月4日に延長した。
- ・緊急事態宣言の発令により研究活動に支障が生じたことを考慮し、一定の要件を満たす者に、採用期間1ヶ月延長を認める特例措置を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施したほか、一時出国や中断などの取扱いについて柔軟な対応を実施した。
- ・特例措置の内容については、受入機関に通知するとともに、ホームページで公開している。
- ・博士号取得前後の若手研究者を夏季2か月招へいする外国人特別研究員（サマー・プログラム）では、新型コロナウイルスの影響で新規来日はなかったが、2020年度通年・2021年度プログラム参加、行動制限措置期間を採用期間に含めることを容認する等特例措置を講じた。

（参考）[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う採用者への特例措置等（12月21日時点）](https://www.jsps.go.jp/j-inv/news/20201221.html) (<https://www.jsps.go.jp/j-inv/news/20201221.html>)

1 0. 日本学術振興会賞

- ・令和2年4月1日～6日に実施した推薦受付について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、郵送物の受付期間を緩和する等、受付方法の一部変更を行った。

1 1. 日本学術振興会育志賞

- ・令和2年6月1日～5日に予定していた推薦受付について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年7月2日～8日に延期した。

1 2. 日中韓フォーサイト事業

- ・令和元年度に実施していた課題の内、事前の申請により5件について、委託期間を延長して令和2年度も支援した。
- ・研究交流経費総額の50%以上を旅費として用いることとする制限を免除した。
- ・弾力的な経費執行に対応するため、事前の申請により令和2年度の委託契約を令和3年度に延長可能とした。(申請件数:9件)

1 3. 研究者ネットワークの強化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった上半期より、主催行事としてシンポジウムや学術セミナー等をオンラインで開催し、日本人研究者に基調講演を依頼し日本との学術交流を深めている。
- ・海外研究連絡センター等の協力を得ながら、各国の研究者コミュニティに所属する研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成・維持・強化する機会を提供することを目的に、外国人研究者再招へい事業(BRIDGE Fellowship Program)を実施し、51名の研究者を採用した。なお、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響に鑑み、来日期限を延長する特例措置を実施した。また、同窓会主催のオンラインセミナーにて事業説明を行うなど、積極的に広報活動を行った。

1 4. 広報

- ・公募情報や新型コロナウイルス感染症に関連する対応をまとめたページを設け、最新情報を速やかにホームページにて提供しています。

(参考) [新型コロナウイルス感染症に関連する対応について](https://www.jsps.go.jp/oshirase_2020-1.html) (https://www.jsps.go.jp/oshirase_2020-1.html)

以上の通り、可能な限り研究活動への影響や事務負担の増大が生じないよう、研究者の状況に応じた様々な対応を実施してきました。これらに加えて審査・採択スケジュールに影響が生じることで我が国の学術研究を止めることの無いよう、各種事業の審査や評価をオンラインでの実施を取り入れる等して滞りなく実施しております。また、各種シンポジウムやセミナー等についても可能なものはオンラインでの開催に切り替えて開催をいたしました。今後も我が国の学術研究の振興という重要なミッションを止めることのないよう、職員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）は、我が国の学術の振興を担う唯一の資金配分機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援するための諸事業を積極的に実施しています。

平成 30 年度から始まった第 4 期中期目標期間においては、①世界レベルの多様な知の創造、②知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成、③大学等の強みを生かした教育研究機能の強化、④強固な国際研究基盤の構築、⑤総合的な学術情報分析基盤の構築を事業の 5 つの柱とし、学術の振興を担う法人として更なる機能強化を図っています。

第 4 期中期目標期間 3 年目の令和 2 年度は、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案し、研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けて、各種申請期限の延伸や特例の設定、手続きの簡素化等の柔軟な対応を行いました。また、従前集合形式で実施していた審査会をオンライン形式に切り替え、コロナ禍での制約を受けながらも公正性、透明性を確保した適切な審査を実施しました。

特別研究員事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、制度利用者の立場に立った数々の特例措置を不断に検討・実施したほか、特別研究員が自らの能力を高め活躍する機会の拡大につながるよう、報酬受給を伴う活動に関する制限緩和や「ダブルディグリー・プログラム」を利用した留学を可能とするなど、事業の趣旨を考慮しながら柔軟な制度改革を進めました。

学術国際交流事業においては、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究事業を、新たに欧州等 4 か国の学術振興機関との連携の下に実施するなど、研究の国際化を推進しました。

令和元年より国際的に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症による社会への影響は現在も続いています。特に、令和 2 年 4 月、我が国において緊急事態宣言が出されて以降、学術研究の現場においても様々な影響が出ているとの声が聞かれました。学振においても、職員の出勤の抑制など勤務態勢に制約のある状況が続く厳しい一年でありました。

そのような状況において、学振としては、我が国の学術研究の振興という重要なミッションを止めることのないよう、職員が一丸となって、前項の通り各事業について、可能な限り研究活動への影響を軽減する措置を講じるとともに、制度改善も着実に進めるなど、研究者に寄り添った柔軟な対応を絶え間なく実施してきたところです。

学術研究は、人類の知のフロンティアを開拓する営みであり、イノベーションの源泉でもあります。学振は、引き続き、研究者の視点に立った効果的な業務運営を行い、諸事業を幅広く実施することによってその責務を果たしてまいります。本事業報告書が、自己点検評価などとともに学振の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。今後とも皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

独立行政法人日本学術振興会 理事長

里見 光



日本学術振興会シンボルマーク



学振のシンボルマークは、古来、暁を象徴するものとして知られている「長鳴鳥」（ながなきどり）を、昭和 13 年に東京美術学校の和田三造教授が図案化したものです。長鳴鳥は、古事記において、知恵を司る神である思金神（おもいかね）が天の石屋戸を開くため、常世（不死）の長鳴鳥を集めて鳴かせたと記されています。また、昭和天皇の御製「夢さめて我が世を思ふ暁に長鳴き鳥の聲ぞ聞こゆる」にも詠まれています。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

学振は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的としています。(独立行政法人日本学術振興会法第3条)

(2) 業務内容

学振は、(1) 法人の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- 一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
- 二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
- 四 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 五 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
- 六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
- 七 第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(独立行政法人日本学術振興会法第15条)

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

学振は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っています。

人類社会の持続的発展とともに国の国際競争力の強化に貢献する卓越した知は、研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦によって生み出されるものであり、研究者の自由な発想を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きいものとなっております。平成28年1月22日に閣議決定された「科学技術基本計画」においては、学術研究の推進を初めて盛り込み、「イノベーションの源泉」として、「挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点から改革と強化」を進めるべきものと位置付けており、学振は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められています。

一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にあります。このような変化の中、学振には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められています。

日本学術振興会の政策的位置付け

別紙

主な政府方針

■第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日 閣議決定）

- ・若手研究者の育成・活躍促進
- ・大学院教育改革の推進
- ・国際的な研究ネットワーク構築の強化
- ・学術研究の推進に向けた改革と強化
- ・国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成 等

■科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月2日 閣議決定）

- ・博士課程学生への経済的支援を充実
- ・若手研究者等が独立して研究可能な競争的資金による独創的な研究を促進
- ・大学等研究機関における、高いポテンシャルを有する海外研究機関との研究者の派遣・受入れ
- ・相手国・地域のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究及び研究交流を促進 等

■教育振興基本計画（平成25年6月14日 閣議決定）

- ・博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図る
- ・各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進 等

文部科学省の政策目標における位置づけ

～「文部科学省政策評価基本計画」（平成25年3月29日 文部科学大臣決定）
における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋～

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- － 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

政策目標7 イノベーション創出に向けたシステム改革

- － 施策目標7-2 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

- － 施策目標8-1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- － 施策目標8-2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

独立行政法人日本学術振興会法

（振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成

大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能を強化

強固な国際研究基盤の構築

諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築

総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築

4. 中期目標

（1）概要

学振が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立つて推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とされております。

学振は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められています。一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にあります。このような変化の中、学振には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められています。

このような役割を果たすため、第4期中期目標においては、①世界レベルの多様な知の創造、②知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成、③大学等の強みを生かした教育研究機能の強化、④固な国際研究基盤の構築、⑤総合的な学術情報分析基盤の構築、の5つが学振の事業の大きな柱として示されています。

詳細につきましては、[第4期中期目標](#)をご覧ください。

(https://www.jsps.go.jp/koukai/data/chuki/mokuhyo/c_mokuhyo_4th.pdf)

（2）一定の事業等のまとまりごとの目標

学振は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下のとおりです。

① 総合的事項

我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

② 世界レベルの多様な知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。

③ 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な皆さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

④ 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。

⑤ 強固な国際研究基盤の構築

国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。

⑥ 総合的な学術情報分析基盤の構築

事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、学振の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築する。

⑦ 横断的事項

学振の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【業務運営の基本理念】

学振は、学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、科学技術基本計画など国の学術振興策を踏まえつつ、研究者の活動を安定的・継続的に支援するため、学術研究への助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、一層国内外の大学その他の学術研究を実施する機関との連携及び諸外国の学術振興機関との共同を図りつつ、学術の振興を図ります。

【業務運営の基本方針】

学術研究の助成、研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図る業務の公共的重要性に鑑み、関係機関と連携を図り、業務の公正かつ能率的、効果的な運営に努めます。

【倫理行動規準】

役職員は、学振の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 役職員は、法令及び学振の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- 四 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が学振の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

【行動規範】

1. 法令等の遵守

役職員は、法令や規程等を遵守し、常に国民の視点に立って、高い志と誇りを持って職務に当たらなければならない。

2. 高い倫理感と自己規律の保持

役職員は、高い倫理感と自己規律に基づいて職務に当たらなければならない。職務上関係のある者に対して、常に公平・公正な関係を保たなければならない。特に利害関係者から金品等の贈与を受けること等は絶対にあってはならない。

3. 業務運営の効率性・透明性の確保

役職員は、効率的・効果的かつ、公平で透明性の高い業務運営を行わなければならない。

4. 適正な会計処理

役職員は、経費及び財産等に係る会計処理を適正に行わなければならない。

5. 情報の管理

役職員は、個人情報や職務上知り得た秘密を厳重かつ適正に管理し、情報漏洩には細心の注意を払わなければならない。

6. 健全な職場環境の形成

役職員は、明るく健全な職場作りに配慮し、安全衛生管理の徹底を図らなければならない。また、お互いに連絡、報告、相談を行い、協力しながら職務に当たり、問題が発生した場合は、速やかに上司等に相談しなければならない。

【運営上の戦略等】

○事業の国際化と戦略的展開

＜日本学術振興会第4期中期計画に係る国際戦略＞

我が国の研究者・研究機関が世界の学術研究をリードすることを目指し、第4期中期目標・中期計画期間中に国際的な取組を行う際の指針として定めたもので、研究者の自由な発想に基づく研究活動を支援するボトムアップの考え方を基本としつつ、中期目標の効果的な達成のために組織全体で特に優先的・重点的に取り組む事項を明らかにしています。

詳細につきましては、[日本学術振興会第4期中期計画に係る国際戦略](https://www.jsps.go.jp/j-kokusai/data/JSPS_kokusaisenryaku.pdf)をご覧ください。

(https://www.jsps.go.jp/j-kokusai/data/JSPS_kokusaisenryaku.pdf)

○学術研究の多様性の確保

＜独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針＞

学術の振興を目的とする学振として、学術分野における男女共同参画の更なる推進を重要課題と位置付け、研究者の活動を安定的・継続的に支援するという役割を一層果たしていくため、基本指針として定めたものです。

詳細につきましては、[独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針](https://www.jsps.go.jp/j-gender_equality/data/r02/danjo_shishin.pdf)をご覧ください。

(https://www.jsps.go.jp/j-gender_equality/data/r02/danjo_shishin.pdf)

○情報発信の充実

＜第4期中期計画に係る情報発信戦略＞

学振の存在意義を国民に理解してもらうため、平成30年度に開催された広報委員会において、「情報発信戦略の方向性について」がとりまとめられ、多様な受け手に伝わり、学術の意義の理解と学術の振興に寄与する、効果的な広報を実施できるよう、広報活動の現状、課題等を洗い出し、効果的な情報発信を計画的に実行するため、学振全体としての情報発信戦略を策定していきます。

6. 中期計画及び年度計画

学振は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画の概要と年度計画の主な内容（前年度からの主な変更点等）は以下のとおりです。

詳細につきましては、[第4期中期計画](https://www.jsps.go.jp/koukai/data/chuki/keikaku/c_keikaku_4th.pdf)及び[令和2（2020）年度計画](https://www.jsps.go.jp/koukai/data/r2_nkeikaku.pdf)をご覧ください。

（第4期中期計画：https://www.jsps.go.jp/koukai/data/chuki/keikaku/c_keikaku_4th.pdf）

令和2（2020）年度計画：https://www.jsps.go.jp/koukai/data/r2_nkeikaku.pdf）

	第4期中期計画	令和2（2020）年度計画（前年度からの主な変更点等）
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1. 総合的事項	●学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。 ●年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。	
2. 世界レベルの多様な知の創造 【重要度：高】 【難易度：高】	●科研費事業により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。 ●科研費システム改革について、新たな審査システムの理解向上に資する取組を行うとともに、必要な改善に取り組む。 ●学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。	○新学術領域研究を見直し創設された「学術変革領域研究」の振興会への公募・審査業務の移管に向けた体制整備を順次行う。 ○「二国間交流事業」のオープンパートナーシップセミナーについて

	●様々な学術的・社会的要請に応えるために、国の審議会等による報告等を踏まえつつ、学術の発展や社会問題の解決につながるような学術研究等を行う。	て、令和2（2020）年度から新たに「大学間連携枠」を設け、大学コンソーシアム等による組織的な取組を支援する。
3. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成 【重要度：高】	●若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、特別研究員事業を実施する。 ●国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を実施する。 ●特別研究員事業、海外特別研究員事業等について、必要に応じ採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。 ●外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。 ●優れた研究能力を有する研究者を顕彰する。また、優れた若手研究者に対し、国際的な研さん機会を提供する。 ●全国の大学等の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示する卓越研究員事業について、国の方針を踏まえ、審査及び交付業務を行う。	
4. 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	●国の方針を踏まえ国際的な体制の下で審査・評価等を行い、優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。 ●大学教育改革及び大学のグローバル化を支援する国の助成事業について、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。 ●地域再生・活性化の拠点としての大学の取組を支援する国の助成事業について、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。	○文部科学省の「知識集約型社会を支える人材育成事業」の審査・評価等業務の実施機関に採択されたことに伴い、新たに当該事業の審査を実施する。
5. 強固な国際研究基盤の構築 【難易度：高】	●各種事業を通じた国際的な活動の動向等を定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。 ●多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。 ●前中期目標期間中に実施した国際交流事業の実	

		績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、平成 30 年度中を目途に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。	
	6. 総合的な学術情報分析基盤の構築	●情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、学振の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。 ●学振の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行う。	
	7. 横断的事項	●公募事業の応募手続き及び審査業務については、電子申請等を推進する。 ●広報活動に係る体制を整備し、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組む。 ●大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場等を研究者の発意に基づいて設置する。 ●不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止策を強化する。 ●自己点検評価及び外部評価を実施する。	
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画			
IV 短期借入金の限度額			
V 重要な財産の処分等に関する計画			
VI 剰余金の使途			
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項			

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

（1）ガバナンスの状況

学振では、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に基づき文部科学大臣が任命する理事長の下、独立行政法人日本学術振興会法（以下「振興会法」という。）に基づき理事長が任命する理事が理事長を補佐し、業務運営を行っています。

業務運営に当たっては、独立行政法人日本学術振興会組織規程（以下「組織規程」という。）に基づき役員会を設置し、経営に関する重要な規則の制定改廃や事業報告等、法人の業務運営及び事業実施に関する重要事項を審議します。

また、通則法に基づき文部科学大臣が任命する監事は、学振の適正な業務運営を確保するため、学振の業務執行及び会計経理について監査を行い、監査報告を作成します。毎事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査報告は、財務諸表に添付し、文部科学大臣に提出します。

さらに、振興会法に基づき、外部有識者 15 人以内で組織する評議員会を設置しています。評議員会は、理事長の諮問により、学術研究の特性を踏まえ、業務運営に関する重要事項について審議します。

【理事長】

理事長は、通則法第 19 条第 1 項の規定に基づき、学振を代表し、その業務を総理します。

また、理事長は、通則法第 20 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣である文部科学大臣が任命します。

【理事】

理事は、振興会法第 9 条第 1 項の規定に基づき、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学振の業務を掌理します。

また、理事は、振興会法第 8 条第 2 項の規定に基づき、2 人以内を置くことができ、通則法第 20 条第 4 項の規定に基づき、理事長が任命します。さらに、同条第 5 項の規定に基づき、理事長は、理事を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければなりません。

【役員会】

役員会は、組織規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、理事長の職務の遂行を補佐し、業務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事長及び理事で構成する会議として置かれます。

理事長は、同条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる事項について決定しようとするときは、役員会の議を経るものとしています。

- 一 中期計画及び年度計画に関する事項
- 二 業務方法書その他の経営に関する重要な規則（役員の報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員の給与及び退職手当の支給の基準に関するものを含む。）の制定又は改廃に関する事項
- 三 予算の作成及び執行、決算並びに借入金に関する事項
- 四 業務の実績について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 五 振興会法第 15 条各号に掲げる業務の企画、実施計画及び他の機関との取決め等に関する事項
- 六 重要な契約又は訴訟に関する事項
- 七 その他学振の業務運営に関する重要事項

【監事】

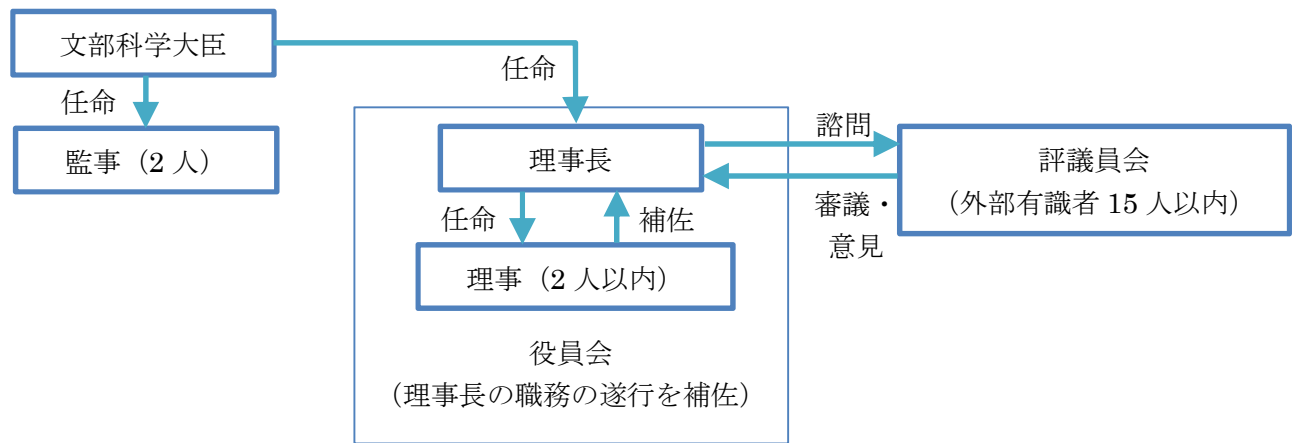
監事は、通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき、学振の業務を監査します。毎事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監査報告は、通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、学振が文部科学大臣に提出する財務諸表に添付しなければなりません。

また、監事は、通則法第 20 条第 2 項の規定に基づき、文部科学大臣が任命します。

【評議員会】

評議員会は、振興会法第 13 条第 1 項の規定に基づき置かれ、同条第 3 項の規定に基づき、理事長の諮問に応じ、学振の業務運営に関する重要事項を審議します。また、評議員会は、同条第 4 項の規定に基づき、学振の業務運営につき、理事長に対して意見を述べることができます。

なお、評議員会は、振興会法第 13 条第 2 項の規定に基づき、15 人以内の評議員で組織します。評議員は、同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、学振の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命します。



詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

役 職	氏 名	任期及び経歴
理事長	里見 進	任期： 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 経歴： 昭和 57 年 5 月 東北大学附属病院第二外科助手採用 昭和 59 年 1 月 ハーバード大学研究員 昭和 61 年 1 月 東北大学医学部第二外科助手 昭和 63 年 10 月 東北大学医学部第二外科講師 平成 7 年 10 月 東北大学医学部第二外科教授 平成 16 年 11 月 東北大学病院長 平成 17 年 4 月 東北大学副学長 平成 24 年 4 月 東北大学総長（平成 30 年 3 月まで） 平成 30 年 4 月（独）日本学術振興会理事長
理事	家 泰弘 主担当： 人材育成事業 研究事業 学術システム研究 世界トップレベル 拠点形成推進 人文学・社会 科学データインフラ ストラクチャー構築 推進	任期： 令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日 経歴： 昭和 54 年 4 月 東京大学物性研究所助手採用 昭和 57 年 9 月 米国 AT&T ベル研究所研究員 昭和 59 年 9 月 米国 IBM T.J. ワトソン研究所研究員 昭和 60 年 9 月 東京大学物性研究所助教授 平成 6 年 4 月 東京大学物性研究所教授 平成 20 年 4 月 東京大学物性研究所長（平成 25 年 3 月まで） 平成 27 年 10 月（独）日本学術振興会理事 平成 29 年 10 月（独）日本学術振興会理事（再任） 令和元年 10 月（独）日本学術振興会理事（再任）
理事	江崎 典宏 主担当： 総務 経営企画 国際事業 監査・研究公 正 学術情報分析	任期： 令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日 経歴： 平成 2 年 4 月 文部省採用 平成 24 年 4 月 文化庁文化財部美術学芸課長 平成 26 年 7 月 文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課長 平成 27 年 8 月 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 平成 29 年 7 月 文化庁文化部芸術文化課長 平成 30 年 10 月 国立大学法人九州大学理事・事務局長 令和元年 8 月（独）日本学術振興会理事（役員出向） 令和元年 10 月（独）日本学術振興会理事（再任）
監事	小長谷 有紀	任期： 平成 30 年 9 月 1 日～令和 4 事業年度の財務諸表承認日 経歴： 昭和 61 年 4 月 京都大学助手採用 昭和 62 年 5 月 国立民族学博物館助手

		平成 5 年 4 月 国立民族学博物館助教授 平成 15 年 4 月 国立民族学博物館教授 平成 17 年 4 月 総合研究大学院大学地域文化学専攻長 平成 19 年 4 月 国立民族学博物館研究戦略センター長 平成 21 年 4 月 国立民族学博物館民族社会研究部長 平成 26 年 4 月 人間文化研究機構理事 平成 30 年 4 月 国立民族学博物館教授 平成 30 年 9 月 (独) 日本学術振興会監事 平成 31 年 3 月 国立民族学博物館退職 平成 31 年 4 月 国立民族学博物館客員教授
監事 (非常勤)	西島 和三	任期：平成 30 年 9 月 1 日～令和 4 事業年度の財務諸表承認日 経歴：昭和 55 年 4 月 持田製薬(株)採用 平成元年 4 月 持田製薬(株) 富士中央研究所合成マネジャー 平成 5 年 4 月 持田製薬(株) 研究本部主幹 平成 15 年 4 月 持田製薬(株) 研究本部主事 平成 20 年 4 月 持田製薬(株) 医薬開発本部専任主事 平成 27 年 4 月 持田製薬(株) 医薬開発本部フェロー 平成 30 年 9 月 (独) 日本学術振興会監事

※令和 2 年 3 月 31 日現在

②会計監査人の氏名または名称

有限責任監査法人トーマツ

(3) 職員の状況

常勤職員は令和 2 年度末現在 166 人（前期末 165 人）であり、平均年齢は 38 歳（前期末 37 歳）となっております。このうち、国等からの出向者は 89 人、民間からの出向者は 0 人、令和 3 年 3 月 31 日退職者は 39 人です。（常勤職員数には、競争的研究資金による任期付職員 67 人を含む。）

(4) 重要な施設等の整備等の状況

学振は、土地・建物を保有しておらず、事務室は全て賃貸施設です。

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む）

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	676,048,249	0	0	676,048,249
基本金	1,520,000	0	0	1,520,000
資本金及び基本金合計	677,568,249	0	0	677,568,249

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

【一般勘定】

目的積立金の申請及び承認の実績はございません。

前中期目標期間繰越積立金取崩の 23,437 円は、中期計画の積立金の使途において定めた前払費用の支払等に充当するため、平成 30 年 6 月 29 日付けにて文部科学大臣から承認を受けた 87,464,077 円を取り崩したものです。

【学術研究助成業務勘定】

目的積立金の申請及び承認の実績はございません。

(6) 財源の状況

①財源の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	26,567	10.42%
国庫補助金収入	227,239	89.13%
科学研究費補助金	127,500	50.01%
研究拠点形成費等補助金	100	0.04%
大学改革推進等補助金	91	0.04%
国際化拠点整備事業費補助金	65	0.03%
科学技術人材育成費補助金	1,064	0.42%
国際研究拠点形成促進事業費補助金	496	0.19%
学術研究助成基金補助金	97,924	38.41%
事業収入	1,079	0.42%
寄附金事業収入	10	0.00%
産学協力事業収入	50	0.02%
受託事業収入	10	0.00%
合計	254,954	100.00%

②自己収入に関する説明

法人単位の事業収入は1,079百万円で、その内訳は学術研究助成基金の運用に係る受取利息等による資産収入48百万円(4.5%)、過年度の学術研究助成基金及び運営費交付金による事業実施機関からの返還等による雑収入1,030百万円(95.5%)となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

学振は、社会及び環境への配慮の方針として、「日本学術振興会環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定めており、環境物品等の調達の推進を図ることとしています。また、「独立行政法人日本学術振興会の中小企業者に関する契約の方針」を定めており、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図ることとしています。

(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

平成15年7月に設置した学術システム研究センターは、学振のシンクタンクであり、学振が実施する諸事業へ様々な提案・助言を行うとともに、科学研究費助成事業や特別研究員事業等の審査システム・評価関係業務の改善に参画しています。

学術システム研究センターの強みとしては、第一線で活躍するトップレベルの現役の研究者がセンター研究員として業務・運営に参画することにより、最新の学術研究の動向や研究現場の声を事業運営に反映させることができることにあります。

また、学術システム研究センターの129名の研究員を人文学・社会科学から自然科学まであらゆる

分野にわたる 9 つの専門調査班に区分して、研究者の専門的な視点も事業運営に反映することができるところも強みです。これらの 129 名の研究員により、約 12 万 6 千人の審査員候補者データベースから選考された、約 7,000 人の審査員により科学研究費助成事業の、約 1,600 人の審査員により特別研究員等の事業の審査が行われております。

さらに、センター研究員の任期を 3 年とすることで流動性を確保し、研究者の様々な声を業務に反映させることにより、学振が学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディング・エージェンシー）として公平で公正な審査・評価を実施することに寄与しています。

なお、センター研究員が、審査・採択そのものには関わらないことで、同センターの業務は厳正で透明性の高い評価システムとして確立したものとなっています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（１）リスク管理の状況

内部通報窓口、外部通報窓口の設置、リスクマネジメント委員会の開催等により、業務運営上のリスクの把握と対応を迅速に行う体制を整備、運用しています。このうち、役職員の法令等違反行為に関する通報窓口については、外部通報窓口の設置を HP で周知するなど、法令等違反行為を早期に発見・対応する体制を整備しています。

加えて、研修を通して内部統制に関する職員の理解の深化を図っています。また、役職員倫理規程、独立行政法人日本学術振興会行動規範を内部 HP に掲載し、役職員に周知しています。

（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務運営上の課題・リスクとしては、①情報セキュリティインシデントの発生、その発生原因の特定及び被害拡大防止対策の実施に伴う業務停止、②情報セキュリティインシデントに起因する個人情報の漏洩、③金券等の不正利用による金融資産毀損が想定されています。

①情報セキュリティインシデントの発生、その発生原因の特定及び被害拡大防止対策の実施に伴う業務停止及び②情報セキュリティインシデントに起因する個人情報の漏洩への対応策

情報セキュリティの確保を目指し、学振の保有する情報システムについて、外部の専門業者によるセキュリティ監査（「ポリシー準拠性監査」を含む。）を実施し、その結果をもとに対策を行いました。

また、職員等を対象として情報セキュリティ研修を毎月開催するとともに、Learning Management System (LMS) により常時受講も可能としています。また、新たに幹部向けの情報セキュリティ研修を実施しました。

さらに、情報セキュリティ・ポリシーの遵守状況を確認するため、全職員を対象とした自己点検を 10 月に実施しました。

③金券等の不正利用による金融資産毀損への対応策

不祥事の発生の未然防止のための取組として、金券等の利用取扱基準を改正し、各課で保管している使用見込みのない金券等を出納役に返却する規定を新たに整備しました。また、職員に対し、使用が見込まれない金券を長期手許保管しないことや、施錠できる場所に保管すること等、金券等の管理に関する意識の向上を図りました。

詳細につきましては、業務実績等報告書及び業務方法書等をご覧ください。

9. 業務の適正な評価の前提情報

学振についてのご理解とその評価に資するため、主な事業のスキームをお示しします。

第4期中期目標・中期計画との関係（主な事業）

総合的事項 研究者等の意見を取り入れた業務運営、第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化、学術研究の多様性の確保等
学術システム研究センターの運営、及び同センターにおける学術動向調査の実施等

世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出

【主な事業】

- ・科学研究費助成事業に係る公募、審査、国庫補助金の交付
- ・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業の実施
- ・人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の実施
- ・海外学術振興機関との協力による国際共同研究事業の実施

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成

【主な事業】

- ・特別研究員の採用・研究奨励金の支給等
- ・海外特別研究員の採用・研究活動費の支給等
- ・卓越研究員事業に係る公募、審査、国庫補助金の交付
- ・外国人研究者招へい事業の実施
- ・若手研究者研鑽シンポジウムの実施

大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能を強化

【主な事業】

- ・世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)に係る審査、評価、進捗管理、及びWPIアカデミーの運営等への支援等
- ・卓越大学院プログラム、スーパーグローバル大学創成支援事業、大学の世界展開力強化事業等に係る審査、評価の実施

強固な国際研究基盤の構築 諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築

海外研究連絡センターの運営等

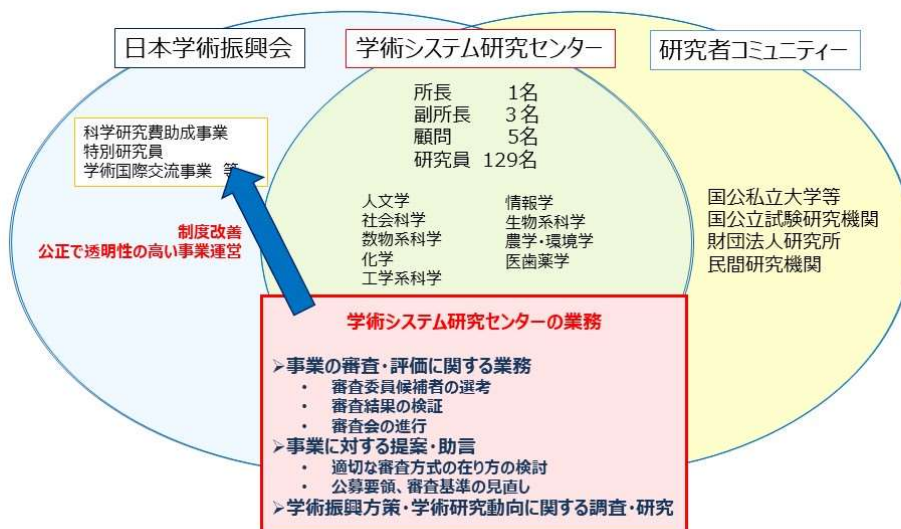
総合的な学術情報分析基盤の構築 日本学術振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築

学術情報分析センターの運営等

【総合的事項】

学術システム研究センターの役割

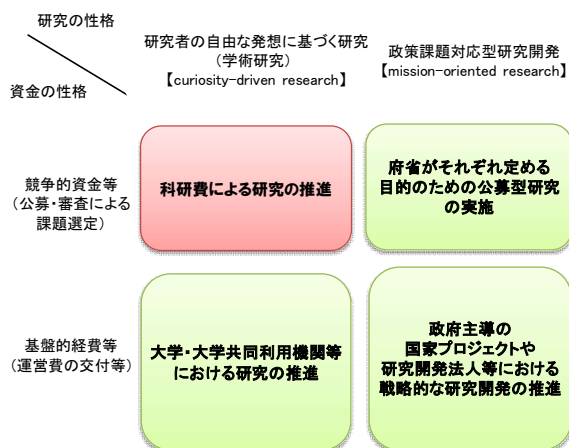
～公正で透明性の高い審査・評価制度、制度改善に向け、研究者コミュニティとの橋渡し～



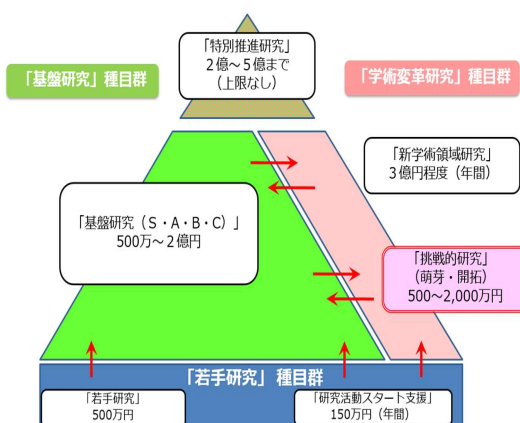
科学研究費助成事業(科研費)の概要

- ◇ 科学研究費助成事業(科研費)は、**人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(大学等の研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とする唯一の競争的資金**
- ◇ 大学等の研究者に対し広く公募の上、応募課題について複数の研究者(7,000人以上)が審査するピアレビュー(研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者による審査)により厳正に審査を行い、研究費を支給
- ◇ 予算規模は2,374億円(令和2(2020)年度予算)
- ◇ 科研費全体で・新規応募約10万件に対し、採択は約2.9万件
・継続課題と併せて、年間約7.9万件の研究課題を支援(令和元(2019)年度)

科研費の位置付け



科研費の各研究種目の役割及び全体構成等



1

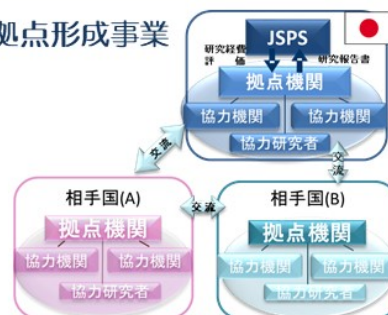
諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進 研究教育拠点の形成支援

事業名	概要
二国間交流事業	我が国の研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナー等を支援。諸外国の学術振興機関との覚書等に基づくものと我が国と国交のある全ての国を対象として行うものがある。 ①共同研究・セミナー ②研究者交流(派遣・受入)
国際共同研究事業	海外の学術振興機関との連携のもと、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う国際共同研究を支援
研究拠点形成事業 (A. 先端拠点形成型)	世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係による実施する共同研究・セミナー等の活動を支援 【対象国】我が国と国交のある2か国以上 【募集分野】全分野
(B. アジア・アフリカ学術基盤形成型)	アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援 【対象国】アジア・アフリカ諸国2か国以上 【募集分野】全分野
日中韓フォーサイト事業	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援 【対象国】韓国・中国 【募集分野】3か国の機関長が重要と認めるテーマ (毎年異なる)

国際共同研究事業

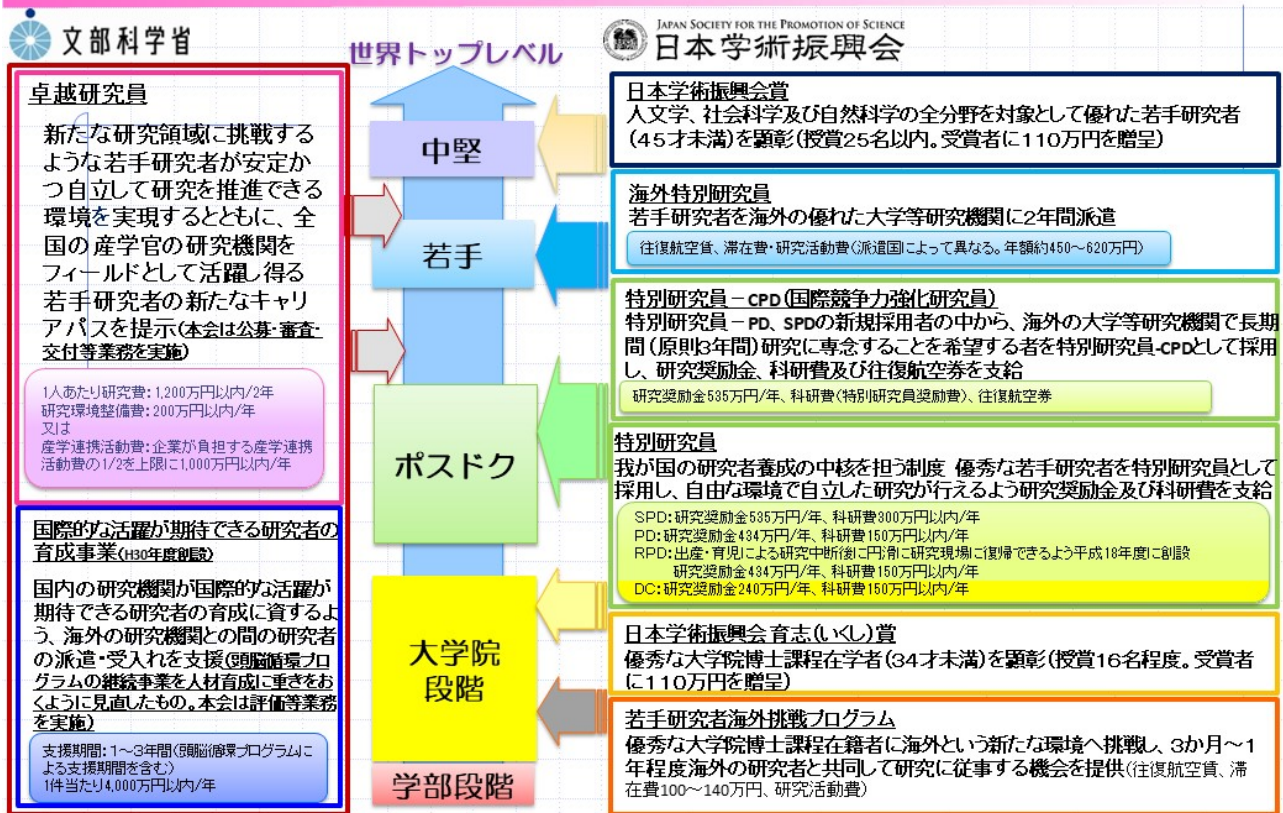


研究拠点形成事業

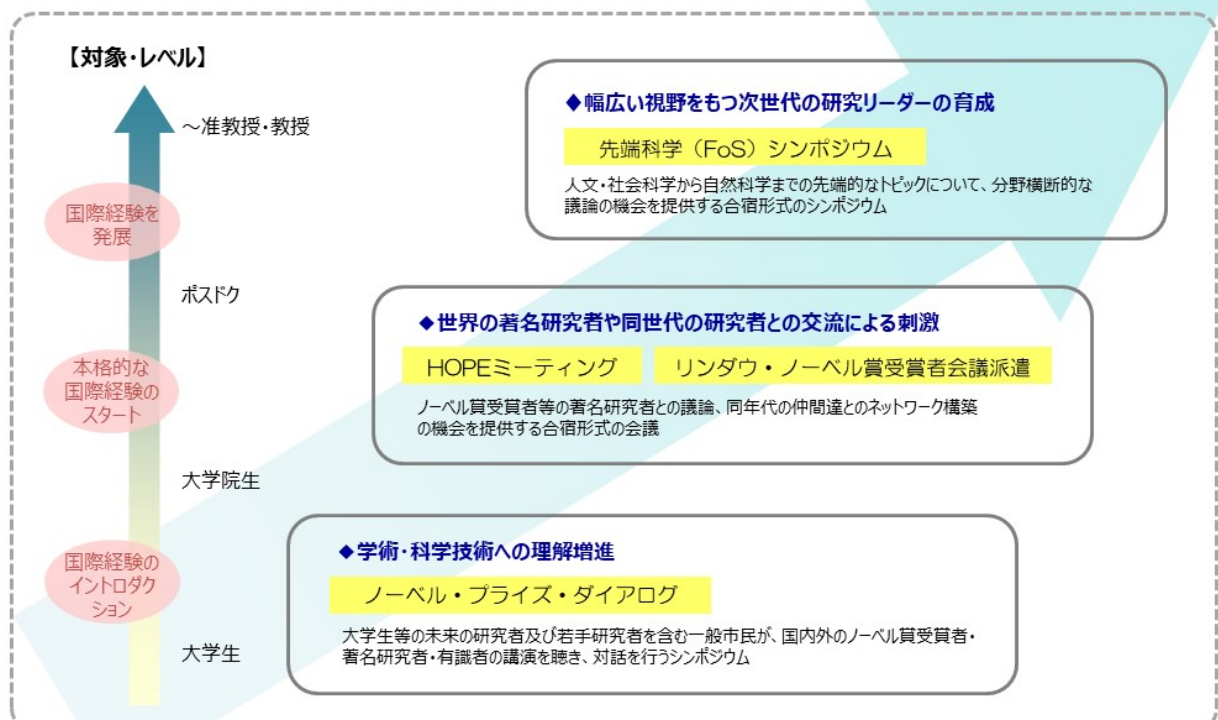


1

次世代の人材育成



若手研究者への国際的な研さん機会の提供



外国人研究者の招へい

特徴

1. 分野・国籍を問わず、研究計画の学術的価値を重視
2. キャリアステージ・招へい目的に合わせた多様なプログラム
3. 年複数回の申請機会
4. 長期滞在者に対する日本での生活支援

研究者のキャリアステージ

博士号取得前後

博士号取得後

助教

准教授

教授

外国人研究者招へい事業 (外国人特別研究員)

サマー・プログラム

夏季2か月
約100名(推薦のみ)

戦略的プログラム

3か月以上6か月以内
42人以内/年度(推薦のみ)

欧米短期

1か月以上12か月以内
約140名

共同研究

一般

12か月以上24か月以内
約340名

外国人研究者招へい事業 (外国人招へい研究者)

長期

2か月以上10か月以内
約60名

共同研究

短期

14日以上60日以内
約160名

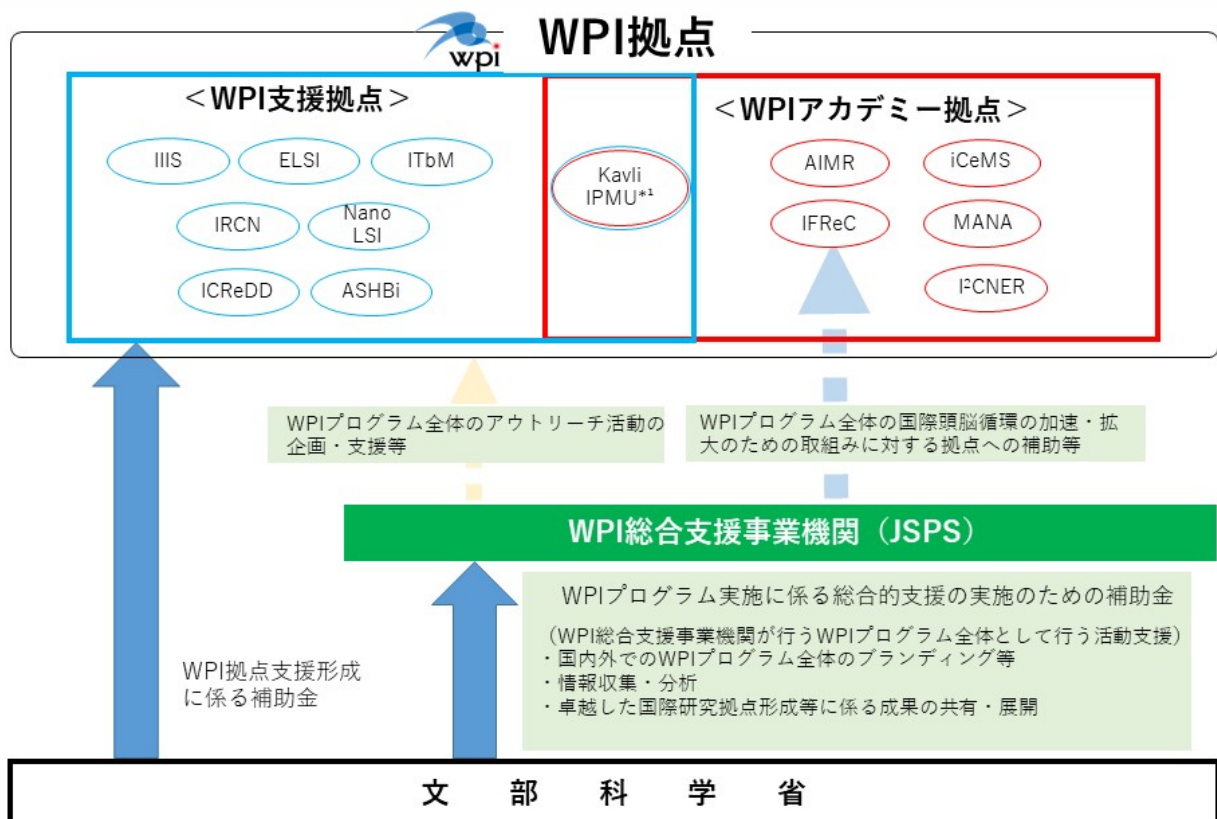
意見交換・講演

交流実績	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
外国人特別研究員	1,126名	1,142名	1,150名	1,083名	757名
外国人招へい研究者	356名	307名	261名	236名	44名

3

【大学等の強みを生かした教育研究機能の強化】

WPIプログラムにおける支援について



大学教育改革及び大学のグローバル化を支援する国の助成事業一覧

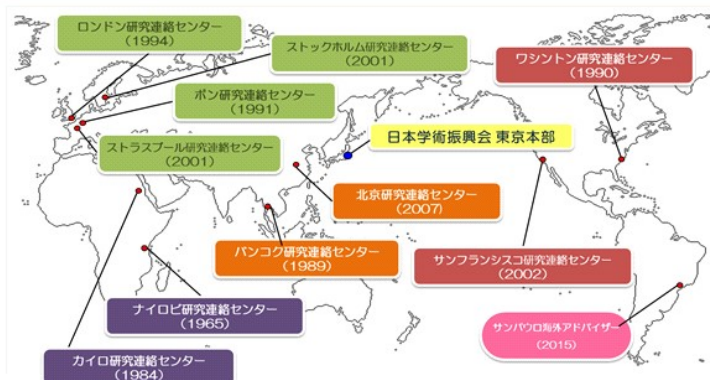
- ・全事業について、学振に委員会を設置し、公平・公正な審査・評価を実施。
- ・採択・選定件数及び申請件数は令和2年度までの件数。

事業名 【文部科学省担当課】	内容	件数
		令和2年度まで
卓越大学院プログラム (H30～R6年度、R1～R7年度、R2～R8年度)	各大学が自身の強みを核に、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築し、高度な「知のプロフェッショナル」すなわち、あらゆるセクターを牽引する博士人材を育成するとともに、持続的に人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される拠点を創出することで、我が国の大学院全体の改革を推進する。	採択30件 (申請140件)
知識集約型社会を支える人材育成事業 (R2～R6年度、R3～R6年度)	全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ、産業界や地域社会等との協働により、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材育成を行えるような、新たなタイプの教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する大学の取組を支援する。	採択6件 (申請23件)
大学の世界展開力強化事業 (H23～27年度※、H24～28年度※、H25～29年度※、H26～30年度※、H27～31年度※、H28～R2年度、H29～R3年度、H30～R4年度、R1～R5年度、R2～R6年度 ※支援終了)	国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行うアジア・米国・欧州等の大学との国際教育連携を行う取組を支援する。	採択123件 (申請527件) ※支援終了分含む
スーパーグローバル大学創成支援事業 (H26～R5年度)	我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的に、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進める、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対し、制度改革と組み合わせ重点支援を行う。	採択37件 (申請109件)

【強固な国際研究基盤の構築】

学術国際交流の基盤・ネットワークの強化

事業名	概要
海外研究者コミュニティ（同窓会）形成支援	フェローシップ採用期間終了後も外国人研究者間のネットワークを継続できるよう、事業経験者による研究者コミュニティのフォローアップ活動を支援。
JSPS Researchers Network(JSPS-Net)	研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービス。海外において活躍する日本人研究者等のネットワーク、JSPS事業経験者を中心とした研究者コミュニティの形成を支援。
海外研究連絡センター	9か国10か所の海外研究連絡センター等を通して、海外の学術振興機関等との連携やシンポジウムの開催、本会事業経験者や在外日本人研究者の現地でのコミュニティ形成等、日本の研究者や大学等研究機関の国際展開を現地に支援。
諸外国の学術振興機関との連携	諸外国の学術振興機関、振興会事業を経験した外国人研究者、振興会の海外研究連絡センターなど、国際研究支援のための多様なネットワークの形成に取り組んでいる。



世界と日本をつなぐ留日経験研究者
ネットワークの形成・維持・強化

※括弧内は設置年度

学術情報分析センターについて

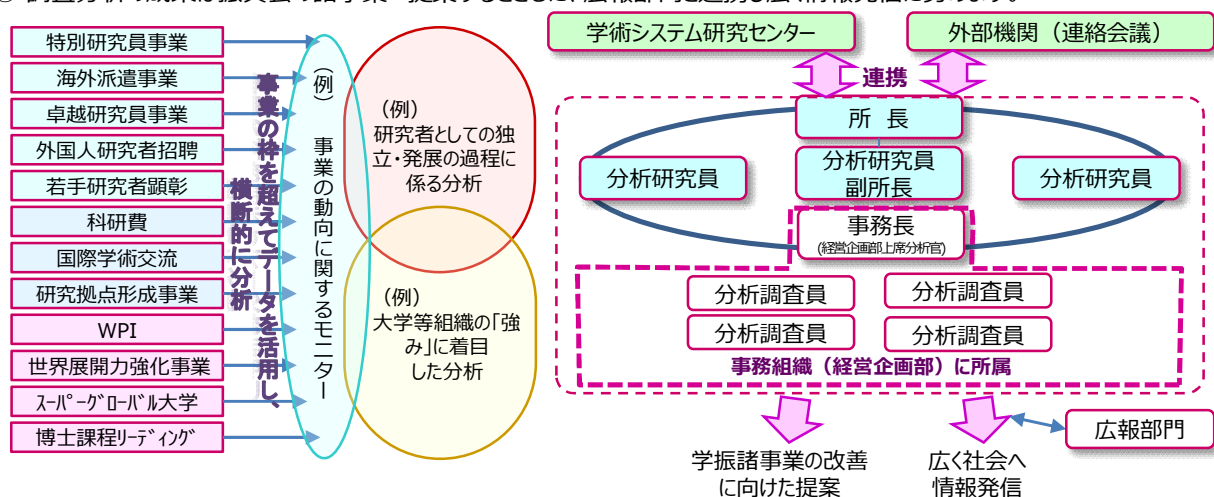
学術情報分析センターは、平成30年4月に新たに設置された組織です。そのミッションや体制等は以下のとおりです。

学術情報分析センターのミッション

- 振興会のインスティテュショナル・リサーチ部門として、振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向、成果等を総合的、長期的に把握・分析し、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行います。また、これらの成果を振興会の諸事業へ提案するとともに広く情報発信を行います。

学術情報分析センターの体制

- 分析研究員（非常勤、うち1名は副所長）が、それぞれにテーマに係る調査分析を総括するとともに、振興会の諸事業に係る調査分析に関し助言を行います。分析調査員（常勤）は、分析研究員の指導の下、当該テーマに係る調査分析を業務を担うとともに、事業動向など事務的な調査分析業務を処理します。
- 分析研究員が学術システム研究センター会議に必要に応じ出席するとともに、外部機関の関係者からなる連絡会議によって、情報の共有と連携を深めます。
- 調査分析の成果は振興会の諸事業へ提案するとともに、広報部門と連携し広く情報発信に努めます。



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1. 総合的事項	B	416
2. 世界レベルの多様な知の創造	A	225,771
3. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	B	19,952
4. 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	A	630
5. 強固な国際研究基盤の構築	B	582
6. 総合的な学術情報分析基盤の構築	B	333
7. 横断的事項	B	530
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	428
III. 財務内容の改善に関する事項	B	
IV. その他業務運営に関する重要事項	B	
合計		248,640

※単位未満は四捨五入による。

※評語の説明

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価(※)	A	A	—	—	—

※評語の説明

S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

【法人単位】

(単位：百万円)

区分	令和2年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	26,567	26,567	
国庫補助金収入	239,597	227,239	
科学研究費補助金	139,426	127,500	
研究拠点形成費等補助金	100	100	
大学改革推進等補助金	89	91	
国際化拠点整備事業費補助金	61	65	
科学技術人材育成費補助事業費	1,546	1,064	※1
国際研究拠点形成促進事業費補助金	451	496	
学術研究助成基金補助金	97,924	97,924	
事業収入	53	1,079	※2
寄附金事業収入	36	10	
産学協力事業収入	227	50	
受託事業収入	8	10	
計	266,489	254,954	
支出			
一般管理費	900	941	
人件費	328	352	※3
物件費	572	589	
事業費	26,213	23,465	
人件費	512	640	※3
物件費	25,701	22,825	※4
科学研究費補助事業費	139,426	126,860	
研究拠点形成費等補助事業費	100	61	※5
大学改革推進等補助事業費	89	53	※5
国際化拠点整備事業費補助事業費	61	57	※5
科学技術人材育成費補助事業費	1,546	1,037	※5
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	451	455	
学術研究助成事業費	100,619	95,956	
寄附金事業費	45	28	
産学協力事業費	227	48	
受託事業費	8	14	
計	269,686	248,977	

(注) 決算額の数値は、区分ごとに百万円未満を四捨五入しているため合計の数値が一致しないことがあります。

※1 計画に対して、当該補助金について受けた交付額が減少したためであります。

※2 計画に対して、過去に交付した学術研究助成基金助成金の戻入等が増加したためであります。

※3 計画に対して、人件費支出が増加したためであります。

※4 計画に対して、支出時期の延期を余儀なくされたものがあったためであります。

※5 計画に対して、効率的に事業を実施したためであります。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表 (http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4_3)

(単位：円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	125,407,307,744	流動負債	85,764,798,726
現金及び預金	107,012,647,266	運営費交付金債務	2,253,006,000
棚卸資産	290,122	預り補助金等	60,059,538,255
前払費用	90,073,713	預り寄附金	1,671,446
未収収益	2,813,948	未払金	21,173,520,526
未収金	18,197,006,700	未払消費税	900,000
賞与引当金見返	104,475,995	預り金	1,973,786,177
		引当金	
固定資産	3,570,507,282	賞与引当金	104,475,995
有形固定資産	448,157,154	リース債務	197,900,327
無形固定資産	2,544,136,669		
投資その他の資産	578,213,459	固定負債	41,669,699,139
		資産見返負債	2,584,718,040
		資産見返運営費交付金	654,038,074
		資産見返補助金等	1,930,010,168
		資産見返寄附金	669,798
		長期預り補助金等	37,923,555,187
		長期預り寄附金	549,043,155
		引当金	
		退職給付引当金	398,871,703
		長期リース債務	213,511,054
		負債合計	127,434,497,865
		純資産の部	
		資本金及び基本金	677,568,249
		政府出資金	676,048,249
		基本金	1,520,000
		資本剰余金	△451,448,898
		資本剰余金	10,282,330
		その他行政コスト累計額	△461,731,228
		減価償却相当累計額	△8,156,682
		減損損失相当累計額	△1,713,600
		除売却差額相当累計額	△451,860,946
		利益剰余金	1,317,197,810
		純資産合計	1,543,317,161
資産合計	128,977,815,026	負債純資産合計	128,977,815,026

(2) 行政コスト計算書 (http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4_3)

(単位：円)

	金額
I 損益計算書上の費用	248,640,507,128
業務費	247,701,682,150
一般管理費	929,689,876
財務費用	8,638,520
雑損	426,581
臨時損失	1
法人税、住民税及び事業税	70,000
II その他行政コスト	0
減価償却相当額	0
減損損失相当額	0
除売却差額相当額	0
III 行政コスト	248,640,507,128

(3) 損益計算書 (http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4_3)

(単位：円)

	金額
経常費用(A)	248,640,437,127
業務費	247,701,682,150
人件費	1,326,625,260
科学研究費補助金	124,863,084,755
科学技術人材育成費補助金	967,774,541
学術研究助成基金助成金	95,956,337,893
特別研究員奨励金	13,705,577,071
外国人研究者受入支援金	2,057,994,142
海外派遣研究者支援金	1,944,836,519
研究者国際交流支援金	2,073,575,829
その他研究者支援金	62,840,969
賃借料	589,598,768
諸謝金等	724,379,577
業務委託費	662,965,949
旅費交通費	179,202,208
委託調査研究費	972,145,750
その他業務費	1,614,742,919
一般管理費	929,689,876
人件費	344,194,397
賃借料	146,969,294
諸謝金等	270,840,172
業務委託費	29,926,685
旅費交通費	1,597,971
その他一般管理費	136,161,357
財務費用	8,638,520
支払利息	8,638,520
雑損	426,581

経常収益(B)	249,359,280,472
運営費交付金収益	24,072,318,992
受託収入	9,900,000
その他の受託収入	9,900,000
補助金等収益	223,185,924,362
寄附金収益	75,855,611
賞与引当金見返に係る収益	104,475,995
退職給付引当金見返に係る収益	23,133,167
資産見返運営費交付金戻入	179,433,762
資産見返補助金等戻入	629,501,351
資産見返寄附金戻入	47,842
財務収益	49,081,849
受取利息	47,651,288
為替差益	1,430,561
雑益	1,029,607,541
臨時損失(C)	1
固定資産除却損	1
臨時利益(D)	904,229
固定資産売却益	904,229
厚生年金基金代行返上益	119,752,004
退職給付引当金見返に係る収益	△119,752,004
税引前当期純利益	719,747,573
法人税、住民税及び事業税(E)	△70,000
当期純利益(F=B-A-C+D+E)	719,677,573
前中期目標期間繰越積立金取崩額(G)	23,437
当期総利益(F+G)	719,701,010

(4) 純資産変動計算書 (http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4_3)

(単位：円)

	資本金及び基本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	677,568,249	△451,448,898	597,520,237	823,639,588
当期変動額	0	0	719,677,573	719,677,573
その他行政コスト	0	0	0	0
当期総利益	0	0	719,701,010	719,701,010
その他	0	0	△23,437	△23,437
当期末残高	677,568,249	△451,448,898	1,317,197,810	1,543,317,161

(5) キャッシュ・フロー計算書 (http://www.jsps.go.jp/koukai/index4.html#id4_3)

(単位：円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	7,964,856,845
人件費支出	△1,658,971,063
科学研究費補助金支出	△135,787,994,605
科学技術人材育成費補助金支出	△967,774,541
学術研究助成基金助成金支出	△95,894,658,471
研究支援金支出	△21,019,285,989
その他の業務支出	△3,230,804,313
運営費交付金収入	26,567,080,000
補助金等収入	247,148,019,568
補助金等の精算による返還金の収入	72,157,900
補助金等の精算による返還金の支出	△8,426,664,255
寄附金収入	59,248,700
受託収入	9,900,000
その他の受託収入	9,900,000
その他の収入	1,029,671,769
利息の受取額	73,818,023
利息の支払額	△8,815,878
法人税等の支払額	△70,000
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	11,133,222,498
定期預金の預入による支出	△20,500,000,000
定期預金の払戻による収入	32,700,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△1,067,859,002
有形固定資産の売却による収入	1,081,500
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△190,062,084
リース債務の返済による支出	△190,062,084
IV 資金に係る換算差額(D)	1,430,561
V 資金増加額(E=A+B+C+D)	18,909,447,820
VI 資金期首残高(F)	78,103,199,446
VII 資金期末残高(E+F)	97,012,647,266

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末における資産は、128,977,815,026 円と、前年度末比 17,558,435,715 円増(15.8%増)となっています。これは新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う事業計画の延長などにより予算の翌事業年度への繰越が大きく膨み、前年度末比で現金及び預金が 6,709,447,820 円増加したことや、国費予算繰越のための回収資金の年度末日時点の回収未済額などを計上している未収金が 10,876,950,460 円増加したことが大きな要因として挙げられます。

負債合計は 127,434,497,865 円と、前年度末比 16,838,758,142 円増(15.2%増)となっています。これは新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う計画の延長などにより、前年度末比で運営費交付金債務が 2,071,354,352 円増加したことや、科学研究費補助金の翌年度繰越に係る国庫への戻入予定額の増加などにより未払金が 12,008,020,727 円増加したことが主な要因として挙げられます。

令和2年度末の利益剰余金は、1,317,197,810円と、前年度末比719,677,573円増（120.4%増）となっています。

これは過年度事業に係る返納金の受入、やむを得ない事由による執行残の増加が主な要因です。

（２）行政コスト計算書

当事業年度の損益計算書上の費用は248,640,507,128円と、前年度比11,480,481,954円減（4.4%減）となっています。その他行政コストが0円のため主な要因は次の（３）損益計算書において説明します。

（３）損益計算書

当事業年度の経常費用は248,640,437,127円と、前年度比10,918,012,374円減（4.2%減）となっています。これは新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う事業計画の延長などにより予算の翌事業年度への繰越が大きく膨らんだことなどにより事業年度中に費用として執行できたものが減ったことが主な要因として挙げられます。

経常収益は249,359,280,472円と、前年度比10,635,730,272円減（4.1%減）となっています。これは新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い予算を収益化せず翌事業年度に繰り越すこととした金額が大きかったことが主な要因として挙げられます。

臨時損益には海外研究連絡センターの保有していた車両を処分したことによる売却益にあたる904,229円等を計上しています。

当期総利益は719,701,010円であり、これはやむを得ず執行できなかった額等であり、前年度比274,859,488円増（61.8%増）となっています。利益剰余金の増加についても、同一の理由によるものです。経営努力による利益ではないため、目的積立金の申請は行いません。なお、この利益剰余金のうち、一般勘定における719,701,010円については、今後独立行政法人通則法第44条第1項の規定による積立金とし、原則として中期目標期間終了後に国庫に返納する予定です。

（４）純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、当期総利益が719,701,010円発生した結果、1,543,317,161円となりました。

（５）キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、7,964,856,845円と、前年度比3,277,188,271円増（69.9%増）となっています。これは、科学研究費補助金支出の減少（2,913,425,490円減）が主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは11,133,222,498円と、前年度比28,947,732,181円増（162.5%増）となっています。これは、学術研究助成業務勘定における定期預金の預入による支出の減（48,700,000,000円減）が主な要因です。

財務活動によるキャッシュ・フローは△190,062,084円と、前年度比18,091,274円減（10.5%減）となっています。これは、ファイナンス・リース債務の支払による支出の増に伴うキャッシュの減（18,091,274円減）が要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、「独立行政法人日本学術振興会内部統制の推進に関する規程」の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底しています。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行っています。

○内部統制の運用

内部統制の推進に関する規程の整備に加え、内部統制推進部門の長である総務課長が各課長との面談

により各課における業務運営状況とリスクの把握に努め、内部統制総括責任者である理事、内部統制推進責任者である総務部長に報告しています。これにより、問題が見つかった場合の迅速な対応が可能となる体制を整備し、運用しています。

○運用資金の管理

資金の保有方法については、日本学術振興会法附則第二条の二第3項に基づき、独立行政法人通則法第四十七条に規定する金融機関への預金により保有しており、その管理は適切です。

【学術研究助成業務勘定】

学術研究助成基金から交付する助成金の支払計画を踏まえ、支払い時期が到来するまでの間に資金を運用し、生じた利子（令和2年度利息の受取額：73百万円）を基金に充てることにより、有効に管理しています。

基金の運用責任者は理事長であり、運用業務は総務部長が行い、運用業務に係る事務は会計課長が行うことが基金管理委員会規程等で定められており、適切な運用体制を構築しています。

○内部監査・監事監査

令和2年度内部監査計画書における、内部統制の整備及び運用状況について監査を実施しました。

令和2年度監事監査計画書に基づき、業務運営、予算・決算及び組織・人員に対して、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているか等の監査を実施しました。

監事と内部監査部門である監査・研究公正室と会計監査人は連携して監査を実施しました。

○入札及び契約に関する事項

監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を2回開催し、前年度の契約状況の点検を行うとともに、令和2年度調達合理化計画（案）の審議を行い役員会において決定しました。

「令和2年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画」に基づき、調達に関するガバナンスの徹底に資する取り組みを実施しました。

○予算の適正な配分

運営費交付金の予算配分については、役員会において決定した事業の採用計画に基づいた配分を行っています。また、財務会計システムにより予算の執行状況を確認し、予算の執行状況を踏まえた修正を12月の役員会において行っています。

15. 法人の基本情報

（1）沿革

昭和7年12月	財団法人日本学術振興会創設【昭和天皇からの御下賜金により創設】
昭和42年9月	特殊法人日本学術振興会設立
平成15年10月	独立行政法人日本学術振興会設立

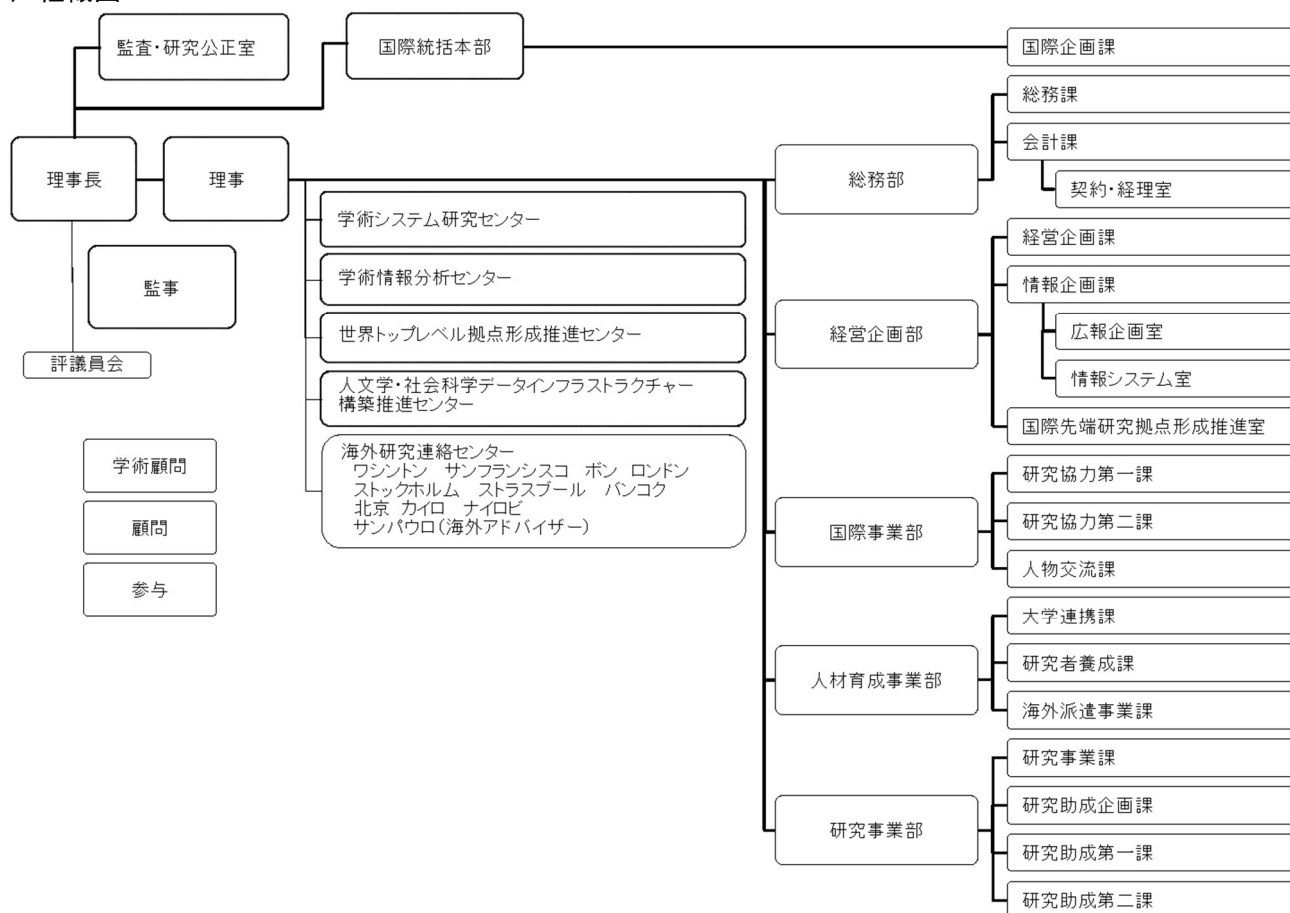
（2）設立に係る根拠法

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号、一部改正：平成30年法律第94号）

（3）主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省研究振興局振興企画課）

(4) 組織図



(令和3年3月31日現在)

(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本部事務所 東京都千代田区麹町5-3-1

海外研究連絡センター

- ① ワシントン研究連絡センター（米国）
2001 L Street N.W., Suite 1050, Washington D.C. 20036, U.S.A
- ② サンフランシスコ研究連絡センター（米国）
2001 Addison Street, Suite 260, Berkeley, CA 94704, U.S.A
- ③ ボン研究連絡センター（ドイツ）
Wissenschaftszentrum, Ahrstr. 58, 53175, Bonn, GERMANY
- ④ ロンドン研究連絡センター（英国）
14 Stephenson Way, London NW1 2HD, UK
- ⑤ スtockホルム研究連絡センター（スウェーデン）
Retzius Vag 3, 171 65 Solna, SWEDEN
- ⑥ ストラスブール研究連絡センター（フランス）
42a, avenue de la Forêt-Noire, 67000 Strasbourg, FRANCE
- ⑦ バンコク研究連絡センター（タイ）
No. 1016/3, 10th Fl., Serm-mit Tower, 159 Sukhumvit Soi 21, Bangkok 10110, THAILAND
- ⑧ 北京研究連絡センター（中国）
A404, China Foreign Language Mansion, No.89 Xisanhuan Beilu, Haidian District, Beijing 100089, P.R.CHINA
- ⑨ カイロ研究連絡センター（エジプト）
9 Al-Kamel Muhammad Street Flat No.4, Zamalek, Cairo, EGYPT
- ⑩ ナイロビ研究連絡センター（ケニア）
House Number 3, Windy Ridge Heights on L. R. No. 195/31 and 28, Off Dagoretti Road, 3D Lane, Karen, Nairobi, KENYA

※ サンパウロ（ブラジル）には海外アドバイザーを設置しております。

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当ございません。

(7) 主要な財務データの経年比較

【法人単位】

表 主要な財務データの経年比較

(単位：円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
資産	96,077,651,967	96,938,170,767	104,848,626,923
負債	95,224,925,003	95,752,319,005	104,469,052,319
純資産	852,726,964	1,185,851,762	379,574,604
行政コスト	-	-	-
経常費用	255,567,972,321	258,645,750,380	257,516,508,440
経常収益	255,975,559,784	258,978,696,508	257,583,812,586
当期総利益	407,750,495	332,812,739	152,655,278

(単位：円)

区分	令和元年度	令和 2 年度
資産	111,419,379,311	128,977,815,026
負債	110,595,739,723	127,434,497,865
純資産	823,639,588	1,543,317,161
行政コスト	260,102,989,082	248,640,507,128
経常費用	259,558,449,501	248,640,437,127
経常収益	259,995,010,744	249,359,280,472
当期総利益	444,841,522	719,701,010

注 第 3 期中期目標期間 平成25年 4 月～平成30年 3 月

第 4 期中期目標期間 平成30年 4 月～令和 5 年 3 月

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	27,141	一般管理費	903
国庫補助金収入	239,415	事業費	26,785
事業収入	53	科学研究費補助事業費	139,726
寄附金事業収入	23	研究拠点形成費等補助事業費	99
産学協力事業収入	26	大学改革推進等補助事業費	47
受託事業収入	44	国際化拠点整備事業費補助事業費	59
		科学技術人材育成費補助事業費	1,061
		国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	499
		学術研究助成事業費	98,503
		寄附金事業費	34
		産学協力事業費	26
		受託事業費	44
合計	266,702	合計	267,785

②収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	268,589
業務経費	26,785
科学研究費補助事業費	139,726
研究拠点形成費等補助事業費	99
大学改革推進等補助事業費	47
国際化拠点整備事業費補助事業費	59
科学技術人材育成費補助事業費	1,061
国際研究拠点形成促進事業費補助事業費	499
学術研究助成事業費	98,503
寄附金事業費	34
産学協力事業費	26
受託事業費	44
一般管理費	903
減価償却費	803
経常収益	268,589
運営費交付金収益	26,885
科学研究費補助金収益	139,726
研究拠点形成費等補助金収益	99
大学改革推進等補助金収益	47
国際化拠点整備事業費補助金収益	59
科学技術人材育成費補助金収益	1,061
国際研究拠点形成促進事業費補助金収益	499
学術研究助成基金補助金収益	98,993
業務収益	53
寄附金事業収益	34
産学協力事業収益	26
受託事業収益	44
賞与引当金見返に係る収益	107
退職給付引当金見返りに係る収益	153
資産見返負債戻入	803
当期純利益	0

③資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	266,719
次期繰越金	79,201
資金収入	
業務活動による収入	266,702
運営費交付金による収入	27,141
科学研究費補助金による収入	139,726
研究拠点形成費等補助金による収入	99

大学改革推進等補助金による収入	47
国際化拠点整備事業費補助金による収入	59
科学技術人材育成費補助金による収入	1,061
国際研究拠点形成促進事業費補助金による収入	499
学術研究助成基金補助金による収入	97,924
寄附金事業による収入	23
産学協力事業による収入	26
受託事業による収入	44
その他の収入	53
前期繰越金	79,218

詳細につきましては、年度計画をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

現金及び預金：現金、預金の保有額

棚卸資産：販売のために保有する商品、製品（出版物）など

前払費用：海外研究連絡センター事務所賃貸料など一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価（1年以内に費用となるべきもの）

未収収益：受取利息など当期に発生した収益であるが、支払期日又は満期日が未到来のもの

未収金：交付した科学研究費補助金等の返還予定分（1年以内に支払いをうけるべきもの）及び勘定間における債権

有形固定資産：建物、付属設備、車両運搬具、工具、備品など当法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権など具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：敷金・保証金、退職給付引当金見返など

運営費交付金債務：当法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

預り補助金等：国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けたもののうち、翌事業年度に補助等の交付目的に従った業務の進行に応じて収益化を行うもの

預り寄附金：使途を特定した寄附金のうち、翌事業年度の特定の支出に計画的に充てるべきもの

未払金：当法人の通常の業務活動に関連して発生する未払金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの及び勘定間における債務

預り金：当法人の通常の業務活動に関連して発生する預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

賞与引当金：翌期の賞与の支給に係る見込額を計上しているもの

リース債務：ファイナンス・リース取引で借手側に生じる負債のうち、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するもの

資産見返負債：固定資産を取得した場合に相当する財源を振り替え、当該資産が費用化（減価償却費）される時点において資産見返負債戻入として収益化する会計処理のための勘定

長期預り補助金等：補助金等のうち、翌々事業年度以降に補助金等の交付目的に従った業務に充てることを目的として交付されたもの

長期預り寄附金：使途を特定した寄附金のうち、翌々事業年度以降の特定の支出に計画的に充てるべきもの

退職給付引当金：将来の退職給付に係る見込額を計上しているもの

長期リース債務：ファイナンス・リース取引で借手側に生じる負債のうち、貸借対照表日後 1 年を超えて支払の期限が到来するもの

政府出資金：国からの出資金であり、当法人の財産的基礎を構成するもの

基本金：天皇陛下からの御下賜金等であり、政府出資金とともに当法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：国から交付された補助金や寄附金などを財源として取得した資産で当法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：当法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額

その他行政コスト：政府出資金等を財源として取得した資産の減少に対応する、当法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：当法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、当法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

業務費：当法人の業務に要した費用

一般管理費：業務費以外に要した費用

財務費用：支払利息、為替差損など

雑損：回収可能性のない債権の償却など

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

受託収入：国や民間等からの受託事業に係る当期の収益として認識した収益

補助金等収益：国等からの補助金等の事業に係る当期の収益として認識した収益

寄附金収益：民間・個人等からの寄附金の事業に係る当期の収益として認識した収益

賞与引当金見返に係る収益：国からの運営費交付金による翌期の賞与への財源措置に係る資産への見返により認識された収益

退職給付引当金見返に係る収益：国からの運営費交付金による将来の退職給付への財源措置に係る資産への見返により認識された収益

資産見返運営費交付金戻入：運営費交付金で取得した固定資産（償却資産）を減価償却する際に、その減価償却分を資産見返負債（資産見返運営費交付金）から収益に振り替える会計処理のための勘定

資産見返補助金等戻入：補助金等で取得した固定資産（償却資産）を減価償却する際に、その減価償却分を資産見返負債（資産見返補助金等）から収益に振り替える会計処理のための勘定

財務収益：受取利息、為替差益など

雑益：他の科目に入らない少額の収入

臨時損失：固定資産の除売却損、減損損失など

臨時利益：固定資産の売却益、引当金戻入益など

当期総利益：独立行政法人通則法第 4 4 条の利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

④純資産変動計算書

当 期 末 残 高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：当法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：資金の調達及び返済など財務活動に係る資金の状態を表し、増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

○ホームページでは、ご案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています (<https://www.jsps.go.jp/index.html>)。



○問合せ窓口

【電子申請のご案内】

<https://www.shinsei.jsps.go.jp/>

【科研費に関する窓口】

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=naqc-thqit-e7e835344d401a956f4c5cbe0485a65a>

【その他各事業に関する窓口】

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=minf-lakiod-05832abdb0de501310bc075792d5bd1d>

【研究不正受付窓口】

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/madoguchi.html>

○パンフレット



<事業概要>



<科研費パンフレット>



<科学の健全な発展のために—
誠実な科学者の心得>